

令和9年度介護報酬・障がい福祉サービス報酬改定に伴う 地域区分見直しに関する緊急事業者アンケートについて

令和8年5月
豊田市福祉部
介護保険課・
障がい福祉課

アンケート概要：

目的： 地域区分の見直しにかかる市内事業者の意見聴取のため。

時期： 令和8年5月22日(金)～6月5日(金)

対象者： 市内において介護サービス事業所または障がいサービス事業所を運営する法人

内容： ①法人の基本情報 ②地域区分の見直しにかかる意見

方法： 法人ごとに、Googleフォーム（右の二次元コード又はURL）から回答する。

<二次元コード>



<URL>

<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSdx7jAHY8twpSuSq9Robm3UMfWbnHYB8LbuSpyE7Zg8Pdnlxg/viewform?usp=header>

備考： 回答の参考として、地域区分の上乗せ割合ごとの影響額算定シート（介護・障がいごと）を用意。

今後の展開： 本件の制度設計は国が決めるものであり、豊田市で決められるものではありませんが、今回のアンケート結果を基に、今後、国からの意見照会時の基礎データとして活用させていただきます。

令和9年度介護報酬・障がい福祉サービス報酬改定に伴う 地域区分見直しに関する緊急事業者アンケートについて

令和8年5月
豊田市福祉部
介護保険課・
障がい福祉課

アンケートの目的・背景：

○ 国（厚生労働省・こども家庭庁）による介護報酬及び障がい福祉サービス報酬の改定のうち、サービスごと、地域ごとに定められる地域区分について、公務員の地域手当に引き続き準拠すると、豊田市の介護報酬・障がい福祉サービス報酬の地域区分は、**現行の3級地（15%）から新3級地（12%）に下がることになる**が、このことについての意見を聴取するため。

介護・障がい福祉 サービス報酬	第7期 H30～R2	第8期 R3～R5	第9期 R6～R8	第10期 R9～R11	地域手当
国が示す 豊田市の級地	2級地 (16%)	2級地 (16%)	2級地 (16%)	?級地 (?%)	3級地 (12%)
実際に適用された 豊田市の級地	5級地 (10%)	4級地 (12%)	3級地 (15%)	?級地 (?%)	2級地 (16%)

※地域手当は市独自の対応が可能だが、国県負担のある介護・障がい分野は難しい。

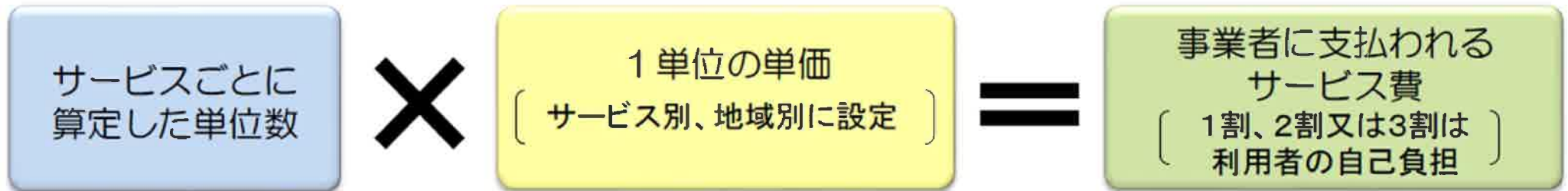
参考資料

令和9年度介護報酬・障がい福祉サービス報酬改定に伴う地域区分見直しに関する緊急事業者アンケートについて

令和8年5月
豊田市福祉部
介護保険課・
障がい福祉課

介護・障がい福祉サービスの報酬と地域区分：

- 報酬は法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。（介護保険法第41条第4項／総合支援法第29条第1項／児童福祉法第21条の5の3第1項等）
- 利用者に直接サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を報酬に反映する為に「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。
- 各市町村に適用される級地（地域区分）は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員（国家・地方）の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の区分に準拠しつつ、地域区分の見直しにあたっては、支給割合が上がる自治体もあれば下がる自治体もあるため、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、市町村の意向を確認した上で経過措置を設けている。また、隣接地域の状況によって一部特例を設けている。



(根拠)
指定居宅サービスの費用の額の算定に関する基準(告示)等
障害福祉サービスの費用の額の算定に関する基準(告示)等
障害児通所支援の費用の額の算定に関する基準(告示)等

(根拠)
厚生労働大臣が定める一単位の単価(告示)
厚生労働大臣及び子ども家庭庁長官が定める一単位の単価(告示)

障がい福祉サービス
(1割は利用者の自己負担(上限あり))

参考資料

**令和9年度介護報酬・障がい福祉サービス報酬改定に伴う
地域区分見直しに関する緊急事業者アンケートについて**

令和8年5月
豊田市福祉部
介護保険課・
障がい福祉課

一単位の単価：
【介護報酬】

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費 割合	①70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	②55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	③45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

- ①訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／居宅介護支援／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護
 ②訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護
 ③通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護医療院／
 地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／地域密着型通所介護

参考資料

**令和9年度介護報酬・障がい福祉サービス報酬改定に伴う
地域区分見直しに関する緊急事業者アンケートについて**

令和8年5月
豊田市福祉部
介護保険課・
障がい福祉課

一単位の単価：

【障がい福祉サービス報酬】

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費 割合	① 60%	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10.00円
	② 61%	11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10.00円
	③ 66%	11.32円	11.06円	10.99円	10.79円	10.66円	10.40円	10.20円	10.00円
	④ 59%	11.18円	10.94円	10.89円	10.71円	10.59円	10.35円	10.18円	10.00円
	⑤ 57%	11.14円	10.91円	10.86円	10.68円	10.57円	10.34円	10.17円	10.00円
	⑥ 80%	11.6円	11.28円	11.20円	10.96円	10.80円	10.48円	10.24円	10.00円
	⑦ —	10.00円							

- ① 居宅介護／重度訪問介護／同行援護／行動援護／重度障害者等包括支援／短期入所／就労定着支援／自立生活援助／計画相談支援／地域相談支援
- ② 生活介護
- ③ 施設入所支援
- ④ 自立訓練（機能訓練／生活訓練）／就労移行支援／就労選択支援
- ⑤ 就労継続支援（A型／B型）
- ⑥ 共同生活援助
- ⑦ 療養介護

参考資料

**令和9年度介護報酬・障がい福祉サービス報酬改定に伴う
地域区分見直しに関する緊急事業所アンケートについて**

令和8年5月
豊田市福祉部
介護保険課・
障がい福祉課

一単位の単価：

【障がい福祉サービス報酬（児童福祉法）】

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
上乗せ割合		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
人件費 割合	①60%	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10.00円
	②62%	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10.00円
	③76%	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10.00円

- ①児童発達支援（児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所）／放課後等デイサービス（重症心身障害児以外の障害児）
- ②児童発達支援（児童発達支援センター）／保育所等訪問支援
- ③児童発達支援（主たる対象が重症心身障害児）／放課後等デイサービス（主たる対象が重症心身障害児）

参考資料

令和9年度介護報酬・障がい福祉サービス報酬改定に伴う地域区分見直しに関する緊急事業者アンケートについて

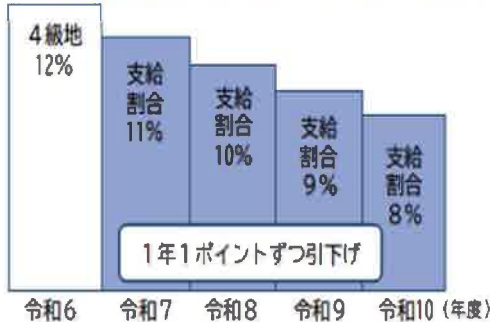
令和8年5月
豊田市福祉部
介護保険課・
障がい福祉課

公務員の地域手当の見直し（令和6年度）

地域手当の大きくり化等

- 支給地域の単位の広域化
 - ✓ 都道府県を基本とする。中核的な市(都道府県庁所在地及び人口20万人以上の市)については当該地域の民間賃金を反映
- 級地区分をシンプルに
 - ✓ 20%、16%、12%、8%、4%の5級地に再編。民間賃金が高い東京都特別区については引き続き20%に設定
- 支給割合の変動に伴い激変緩和に配慮
 - ✓ 現行からの支給割合の引下げは4ポイント以内に抑制
 - ✓ 支給割合の引下げは段階的に実施(1年1ポイントずつ。引上げもこれに合わせて段階的に実施)

【激変緩和措置】例：現行4級地12% → 見直し後4級地8%



- 現在10年ごととしている級地区分の見直し期間を短縮

【現行】

級地区分	支給割合	支給地域の例
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	横浜市、大阪市 等
3級地	15%	さいたま市、千葉市、名古屋市 豊田市 等
4級地	12%	神戸市 等
5級地	10%	京都市、広島市、福岡市 等
6級地	6%	仙台市、静岡市、高松市 等
7級地	3%	札幌市、新潟市、岡山市 等

【見直し後】
16都府県
+79市

級地区分	支給割合	支給地域の例 (都府県で指定) (中核的な市で個別に指定)
1級地	20%	東京都特別区
2級地	16%	東京都 横浜市、大阪市 等
3級地	12%	神奈川県、大阪府 さいたま市、千葉市、名古屋市 豊田市 等
4級地	8%	愛知県、京都府 仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市 等
5級地	4%	茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、広島県、福岡県 札幌市、岡山市、高松市 等